

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-----------------------------|---|----------|---|--|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 官民連携制度を活用したまちづくり推進検討調査 | 支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.4 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 | 本調査では、制度を活用する可能性のある地域を対象として、制度活用のための詳細な情報提供や情報収集を行い、官民連携制度の活用を促すための、全国に適用可能な地域における課題解決方法及び推進方策を明らかにすることを目的とする。 業務の執行に当たり、特に都市再生特別措置法に基づく官民連携制度に精通しているとともに、制度の活用について、ケーススタディを実施する全国の市町村に対して支援を行う能力・体制を有していることが不可欠であることから、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の分析方法について広く提案を得て、それを評価し優れた提案を選定する企画提案を経て発注することが適切であるため、当該手続きをもって行った。 本業務に係る企画提案書の公募を実施し、企画競争実施委員会及び有識者委員会において審査を行った結果、財団法人 国土技術研究センターから提出された企画提案書は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、的確性、実現性、独創性があるものと判断されるとともに、優れていると判断されることから、同社を特定するに至り、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号の規定により、随意契約を行うものである。 | 14,999,250 | 14,962,500 | 99.8% | 2 | 特財 | 国所管 | 7 | |
| 歩行意欲と歩行環境・街路空間のあり方等に関する調査業務 | 支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.4 | (財)都市づくりパブリックデザインセンター 東京都文京区音羽2-2-2ア ベニュー音羽2階206号 | 本業務は、歩行を増加させるための安全で快適な歩行環境を形成する取組前後での効果を把握し、施策立案の検討についてとりまとめることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、歩行者や自転車に配慮した道路整備に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、地域の住民の外出率や歩行距離を向上させる取組について、業務実績を踏まえるとともに既往研究成果も参照して、種々の提案がなされており、その有効性が認められることや、調査対象地区を数多く選定するとともに、調査手法についてもアンケート調査だけでなく、交通量調査や歩数計調査により施策効果に対する数値データ取得を提案しているなど、的確性、実現性があり、企画競争実施委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき財団法人都市づくりパブリックデザインセンターと随意契約を行うものである。 | 13,975,500 | 13,849,500 | 99.1% | 5 | 特財 | 国所管 | 6 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-----------------------------------|--|----------|--|---|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策等の次期枠組み対応等検討調査 | 支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.4 | (財)都市緑化機構 理事長 興水 肇 東京都千代田区外神田2-15-2 | 本業務は、都市緑化等による温室効果ガス吸収量の気候変動枠組条約事務局への日本国報告にかかる算定及び算定方法の精度向上に資する検討を行うとともに、地球温暖化対策のための京都議定書目標達成計画の実施及び国内外の地球温暖化対策に関する動向を踏まえた第1約束期間以降の枠組みにおける都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定方法等に関する検討を行うことを目的とする。 このことから、本業務の発注については、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し優れた提案を選定する企画競争を経ることが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。 請負先選定に当たっては、平成24年5月2日から平成24年6月11日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施し、期限までに1者から提出された企画提案書を審査した結果、財団法人都市緑化機構の企画案は評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者であると確認ができ、企画競争有識者委員会にて特定されたものである。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、財団法人都市緑化機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 20,947,500 | 20,895,000 | 99.7% | 1 | 特財 | 国所管 | 1 | |
| 都市交通・都市インフラに関する海外展開方策検討・調査業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.4 | (社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1 クロセビア本郷4・5階 | 本業務は、都市交通・都市インフラ分野において、我が国企業が持つ技術の優位性や対象国のニーズ、対象国の法制度や事業スキーム等を調査し、海外展開のネックとなっている課題を抽出し、海外展開の支援を含めた、その解決に向けた方策を検討するものである。 本業務の履行にあたっては、我が国の都市交通・都市インフラ分野における海外展開の現状と我が国企業の海外展開を優位に進めることが可能な技術及びその展開を阻害する要因の分析整理と、都市交通・都市インフラ分野の海外展開を図るうえでの有望国及び都市の抽出とその展開を優位に進めるための手法の検討について高度な知識および経験を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続を行ったところである。 企画競争実施のため、平成24年5月21日から5月31日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、15者が業務説明書の交付を求め、5月31日までに2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、社団法人日本交通計画協会が、都市交通・都市インフラに関する海外展開方策検討・調査業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断でき、他社と比べて優れていることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。 | 9,996,000 | 9,975,000 | 99.8% | 2 | 特社 | 国所管 | 2 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|----------------------------------|---|----------|--|--|------------|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| LRT等の公共交通利用促進に向けた安全性向上に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.4 | (社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1 クロセビア本郷4・5階 | 本業務は、LRTの導入空間の方式による、安全性の確保を始めとした課題とその解決方策を検討し、LRT導入を検討している地方公共団体に対して情報提供することにより、LRT導入の促進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、公共交通の利用促進に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続を行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、必要なキーワードである、沿道の土地利用に関する留意点が適切に示されていることや、サイドリザーベーション方式の具体的な検討事例を用いて、解決方法に関する提案がされているなど、的確性、実現性があり、企画競争実施委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき社団法人日本交通計画協会と随意契約を行うものである。 | 14,679,000 | 14,595,000 | 99.4% | 2 | 特社 | 国所管 | 2 | |
| 奄美群島における多様な主体の連携による着地型観光推進に関する調査 | 支出負担行為担当官 国土交通省国土政策局長 東京都千代田区霞が関2-1-2 | H24.7.6 | (公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1 | 本業務は、奄美群島の特性に着目した着地型観光の推進体制、適切な二次交通の確保方策、実効性の高いエコツアーガイド登録・認定制度について検討し、地元観光産業関係者を中心とした持続的な成長のための体制構築を目的として行うこととしている。そのためには、奄美群島の観光資源に関する専門的知見を有し、奄美群島における観光素材の最も効果的な活用を図るための課題や、地域におけるコーディネートを担う人材の持続的かつ安定的な育成を行うための課題を的確に抽出し総合的に分析ができる専門家が求められている。 一般競争入札(最低価格方式)では、奄美群島の特性等についてどの程度理解しているか確認する手段がなく、本業務の履行及び成果の質の低下が懸念される。 このため、本件調査業務の契約の相手方の選定方式については、企画競争の手続きを採用する。以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、上記相手方と随意契約を締結するものである。 | 11,802,000 | 11,799,900 | 100.0% | - | 公財 | 国所管 | 3 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---|---|----------|---|---|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 平成25年法人土地・建物基本調査に係る母集団整備手法の検討等及び標本設計等業務 | 支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.10 | (公財)統計情報研究開発センター 東京都港区南青山6-3-9 | 企画競争 会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 本業務においては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月)等の指摘をふまえ、「平成25年法人土地・建物基本調査(仮称)」を円滑に遂行するために、的確な母集団整備、標本設計を確率することが重要であり、そのための母集団となる情報の把握と内容を整理し、母集団整備手法を確立するとともに、適正な階層分け、標本配分、標本抽出手法を検討・確立するものである。また、別途土地市場課で実施している「企業の土地取得状況等に関する調査」の母集団整備業務と連携し、今後の母集団整備の方向を検討するものである。 本業務は、第5回調査の回収率の向上につながり精度を向上するために必要な業務であり、本業務を適切に遂行するためには、推計手法等の統計理論に対する知見を有するとともに、業務内容を十分理解した上で、業務を効果的・効率的に実施できるノウハウを有している者であることが必要である。 このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、公益財団法人統計情報研究開発センター1社から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分理解していると同時に、統計理論に対する豊富な知識を有していることから、本業務を実施するための適切な業務遂行能力があると判断し、契約の相手方として財団法人統計情報研究開発センターとの随意契約を行うこととした。 | 16,485,000 | 15,863,925 | 96.2% | 1 | 公財 | 国所管 | 1 | |
| 健康と福祉のまちづくりに関する諸外国の動向調査業務 | 支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.12 | (財)都市づくりパブリックデザインセンター 東京都文京区音羽2-2-2ア ベニュー音羽2階206号 | 本業務は、諸外国における市民の健康・福祉を踏まえたまちづくりに関する施策等の調査をおこなうとともに、日本のまちづくり施策への適用の可能性について検討することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、歩行者や自転車に配慮した道路整備に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続を行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、作業方針を調査手順にしたがって適切に説明するとともに、他部局との連携やコミュニティ・動機付けといった着眼点が社会情勢との整合性が高く、日本への適用可能性を検討する着眼点において、都市特性、分析方法、制度上の課題把握など網羅的に説明したうえで、分析に際してヒアリングによる充実を図るなど、的確性があり、企画競争実施委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、財団法人都市づくりパブリックデザインセンターと随意契約を行うものである。 | 8,904,000 | 8,872,500 | 99.6% | 5 | 特財 | 国所管 | 5 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-------------------------------|---|----------|-------------------------------------|--|------------|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 建設技術に係る調査、整理及び分析業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井 健 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.20 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 | 本業務は国土交通省における技術研究開発の総合的評価及び今後の方向性を検討するために、これまでの技術研究開発等の実施状況の整理・分析・とりまとめ、国内外の行政機関及び研究機関並びに国内の関係業界団体及び学会における技術研究開発動向について調査・整理・分析を行うことを目的とする。本業務を遂行するにあたっては、国土交通省における技術研究開発及び推進方策の実施状況の整理・分析・とりまとめ、国内外の技術研究開発動向の調査・整理・分析、関係業界団体及び学会における技術研究開発動向の調査・整理・分析を行うための知識と能力、技術力を有することが必要である。 このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。 上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書は、妥当な企画提案として、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地を踏まえ、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。 したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4の第3号の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。 | 15,204,000 | 14,952,000 | 98.3% | 2 | 特財 | 国所管 | 1 | |
| 道路交通と沿道環境に関する調査検討業務 | 支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.23 | (財)道路環境・道路空間研究所 | 本業務は、騒音や大気汚染物質等に関する環境基準の設定・改定に当たっての科学的根拠等の整理をするとともに、高齢者、子供、喫煙者、糖尿病患者などの感受性の高いグループと騒音、大気汚染による健康被害との関連の調査等を行い、これらを踏まえ今後の道路環境訴訟に及ぼす影響などについて検討を行うものである。 本業務を遂行する者は、我が国の道路環境訴訟の経緯等について精通し、また、国内外における騒音や大気汚染物質による健康影響等に関する知見や環境基準と受忍限度の関係を把握することにより道路環境訴訟へ及ぼす影響の検討が可能な能力を有していることが必要である。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の調査・検討方法について、広く提案を求めて、それを評価し優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続をもって随意契約先選定を行ったところである。 提案書の提出は2者からあったが、ヒアリング、実施方針、特定テーマに対する技術提案等において、他者に比べ優位であった財団法人道路環境・道路空間研究所が本業務を的確に遂行する高度な能力は十分にあるとの審査結果となったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。 | 24,874,500 | 24,780,000 | 99.6% | 2 | 特財 | 国所管 | 2 | |
| 世界遺産フォーラム2012会場 借り上げ 一式 | 分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 立山砂防事務所長 三上 幸三 中新川郡立山町芦崎寺字ブナ 坂61 | H24.7.24 | (特社)全国治水砂防協会 東京都千代田区平河町2- 7-5 | 会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3項 世界遺産フォーラムは、立山カルデラの砂防施設群の世界遺産登録を目指して、防災に富山県では、下記の理由により上記施設を選定している。 ・立山カルデラ砂防施設群の世界遺産登録を目指したフォーラムであることから、上記会館を会場とすることで理解が浸透しやすいこと・砂防関係者を主体とした聴講者が期待されることから、砂防会館を会場とすることで周知がより行き届くこと・東京のほぼ中央に位置し、交通事情も極めて良好なことから、砂防会館はアプローチが容易なこと・500人以上の聴講者を予定し、さらに多く聴講者が期待されることから、砂防会館は客に臨機応変な対応ができること・パネル等の展示もあわせて行うことため、砂防会館では客席と展示スペースの弾力的なレイアウトが可能なこと・フォーラムでは、砂防会館を設立した赤木正雄氏の砂防に関する功績等も研究、検証されること世界遺産フォーラムの開催について、立山砂防事務所は共催(実行委員会の構成団体)となっており、富山県の協議の上、役割分担を会場関係の借り上げと会場設営を担当している。故に富山県にて世界遺産フォーラム会場に選定された上記施設と会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3項に基づき、随意契約を行うものである。 | 1,074,045 | 1,074,045 | 100.0% | 3 | 特社 | 国所管 | 1 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--------------------------------|--|----------|-----------------------------------|---|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 下水道における創エネ・省エネ対策の実態調査・導入促進支援業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.25 | (財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1 | 本業務は、下水道における創エネ・省エネ対策の実態を把握し、導入促進を図るため、エネルギー化技術導入事例の効果検証及びその普及促進を行うとともに、省エネ対策の指標となるベンチマーク指標の検討を行い、加えて、総合的な対策による温室効果ガス排出削減方策についても検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、下水道における創エネ・省エネ対策の実態調査・導入促進について、今後導入拡大が見込まれる創エネ・省エネ技術や、下水の処理プロセスとエネルギー使用の実態の関係性に係る知識が必要不可欠であることから、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)下水道新技術推進機構の提案は、効果検証を行う技術が具体的に記載されているとともに、ベンチマークの検討に当たって、処理プロセスの考慮だけでなく、技術動向に係る企業ヒアリングの実施や特異的なデータの排除等、実現性の高い提案を行っているため、妥当であるとして企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)下水道新技術推進機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 | 12,012,000 | 11,959,500 | 99.6% | 2 | 特財 | 国所管 | 3 | |
| 河川における生態系の保全・再生技術の評価等に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.27 | (公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24 | 本業務は、今後の河川行政の現場での活用や指針等の検討に資する知見を得るため、河川における生態系の保全・再生技術や各機関等が河川と連携して進めている生物多様性の確保の取組についての事例の収集、課題と原因の分析、対応策の検討等を行うものである。 業務の実施にあたっては、河川環境整備の効果検証又は評価に関する幅広い知見を有し、それら知見を活用した高い専門性に基づく検討が必要不可欠であるため、企画提案させることが必要であった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、(公財)リバーフロント研究所の提案は、業務理解度、及び特定テーマに対する的確性、実現性のすべてで評価が高く、他社と比べて最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(公財)リバーフロント研究所と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 | 10,122,000 | 9,975,000 | 98.5% | 1 | 公財 | 国所管 | 6 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることと会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------------|--|----------|--|---|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 都市再生整備計画事業の事業 評価手法検討業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.7.30 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 ニッセイ虎ノ門ビル8階 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>都市再生整備計画に基づくまちづくりについては、市区町村が自主的・主体的に事前にまちづくりの目標及び当該目標の達成状況を定量的に把握するための指標とその数値目標を設定した上で、事業終了時に行う事後評価において、数値目標の達成状況等から交付金事業の成果を踏まえて新たな課題への対応策を検討し、今後のまちづくりに活用するというPDCAサイクルを重視している。</p> <p>そこで本業務においては、事業効果を定量的に把握すると共に、事業完了地区におけるその後のまちづくりの状況を把握することでPDCAサイクルによる事業効果について定量的・定性的に整理・分析し、市町村にとってより説明性が高く効果を示せる指標を検討することを目的としており、まちづくりに関する事業評価及び事業効果分析を行う上での高度な知識や経験が必要とされる。</p> <p>このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得て、それを評価し優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続きを行ったところである。</p> <p>請負先選定にあたっては、平成24年6月20日から7月10日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、19者が業務説明書の交付を求め、5者から企画書の提出があった。提出のあった5者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案が、他社と比べて優れていることから、同法人が特定された。</p> <p>したがって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき同法人と随意契約を行うものである。</p> | 26,134,500 | 25,987,500 | 99.4% | 2 | 特財 | 国所管 | 5 | |
| 河川環境政策の国内外への情報発信に関する検討等業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.1 | (公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 | <p>本業務は、河川流域における生態系の保全・再生等の河川環境政策について効果的・効率的な国内外への情報発信について検討し、今年10月に予定されているIMF・世界銀行年次総会に合わせた情報発信方策の検討及び運営補助を行うものである。</p> <p>業務の実施にあたっては、河川環境政策に関する国内外への情報発信や国際会議に関する幅広い知見を有し、それら知見を活用した高い専門性に基づく検討が必要不可欠であるため、企画提案させることが必要であった。</p> <p>今般、企画競争による手続きを行い、その結果、(公財)日本生態系協会の提案は、特定テーマに対する的確性、実現性、ヒアリングにおける専門性、取組意欲について評価が高く、他社と比べて最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(公財)日本生態系協会と随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p> | 10,909,500 | 10,815,000 | 99.1% | - | 公財 | 国所管 | 3 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|---------------------------------------|--|----------|---------------------------------|--|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 河川管理施設の構造基準等に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.2 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 | 本業務では、河川管理施設等構造令や工作物設置許可基準(以下「河川管理施設の構造基準等」という)の解説資料について、東日本大震災を踏まえとりまとめた河川管理施設の構造・操作に関する提言や河川砂防技術基準維持管理編(河川編)の関連通知等に関する現場での運用事例等を踏まえ、統一的な運用方針に関する検討を行い、河川管理施設の構造基準等に係る解説資料の見直し案を有識者等の意見も踏まえながらとりまとめるものである。 業務の実施にあたっては、河川管理施設の構造基準等に関する現状の課題分析等を実施する能力が求められる他、施設の維持管理に関する視点や操作の確実性、安全性を踏まえた構造基準等の解説資料の検討や有識者等からの意見聴取を行うなど、極めて専門的な技術が求められることから、企画競争による手続を行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案では、業務遂行の的確性と実現性が示されたことから、優れている者であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 | 19,446,000 | 19,425,000 | 99.9% | 2 | 特財 | 国所管 | 1 | |
| 今後の水環境保全に貢献する下水道システムの技術的課題と管理手法調査検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.3 | (公社)土木学会 東京都新宿区四谷一丁目 | 社会経済活動の拡大等により、複雑化している水環境への対応方策を検討するため、下水道に関わる汚染物質の公共用水域、下水道施設それぞれにおける挙動を調査・検討するとともに、現状の下水道施設の評価と今後期待される役割等について検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、栄養塩類や病原性微生物に関する専門性が求められるとともに、将来の水環境について考慮するため、実測したデータの解析的な検討が必要不可欠であるため、企画競争する必要があった。 今般、企画競争による手続を行い、その結果、(社)土木学会の提案は、汚染物質の挙動を説明する具体的手法の検討において、測定する物質を具体的に想定した上で、実地による水質測定を通して挙動を確認することが示されているとともに、学識者との密な連携をとりながら解析を実施することが示されているなど、特定テーマに関する企画提案の実現性・独創性等の観点から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(社)土木学会と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 | 7,980,000 | 7,867,650 | 98.6% | 1 | 公社 | 国所管 | 2 | |
| 新たな整備手法による下水道普及促進検討業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.3 | (財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1 | 平成22年度末の下水道処理人口普及率は75%に達し、全国的な整備水準としては一定の進捗が図られているものの、地域間の格差は顕著であり、普及の遅れている地方公共団体の中には、厳しい財政事情に加え、人口減少等の社会情勢の変化の影響を被っているところも多い。このような状況において、本業務は、早急かつ効率的な下水道整備を図るため、地域の実状に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法を開発し、その手法を広く普及を図る技術として確立することを目的とするものである。 業務の実施にあたっては、下水道の新たな整備手法の一般化に向けた技術評価に関する検討、既に一般化された整備手法の普及促進に関する検討について、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、今般、企画競争の手続を行った。 その結果、(財)下水道新技術推進機構の企画提案書は、業務における各種検討事項と下水道クイックプロジェクト推進委員会との関連性が適切に計画されていること、また、自治体開催の技術説明会等を促進活動を行う場とする等具体的に示されていることから、特定しようとする者の提案は、業務の理解度・実現性において適当であると判断したため、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、(財)下水道新技術推進機構と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 | 5,838,000 | 5,817,000 | 99.6% | 2 | 特財 | 国所管 | 1 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-------------------------|--|----------|--------------------------------------|---|-------------|-------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 総合的防災対策のための広域的な津波分析調査業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.6 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 | <p>本業務は、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会による緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」(平成23年7月)を踏まえ、制定・施行された「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年法律第123号)に対応することを目的としている。</p> <p>このため、契約の相手方には、同法第8条に基づく「津波浸水想定」や総合的な津波対策におけるその位置づけや意義についての知見、本業務を適切に遂行するための相応の実績及び実施体制等が求められる。</p> <p>したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は特定テーマに対する的確性等の観点から最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。</p> <p>根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p> | 13,996,500 | 13,996,500 | 100.0% | 2 | 特財 | 国所管 | 2 | |
| 平成25年地価調査業務 | 支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.8 | (公社)日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15 | <p>企画競争</p> <p>会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号</p> <p>本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等に当たっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,700人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。</p> <p>このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。</p> <p>公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から提出された企画提案書の内容を評価基準に基づき評価を行い、企画競争有識者委員会からの意見聴取を踏まえた上で企画競争実施委員会で審議した結果、鑑定評価書のインターネット公開に対する対応について、問い合わせ対応手順や問い合わせ内容に応じた回答ルールの作成において「想定問答集」や「鑑定評価書の用語説明・見方」の作成など具体的な提案が行われており、特定テーマに対しても優れた企画提案を行っていることから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を契約の相手方として最適格者であると判断し、特定したものである。</p> | 144,375,000 | 142,882,950 | 99.0% | 1 | 公社 | 国所管 | 1 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-----------------------------|---|----------|--|---|------------|------------|-------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 河川・水資源に関する国際共同研究に係る調査業務 | 支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.9 | (財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 | 本業務は、第6回世界水フォーラム(平成24年3月12日～17日)において締結された日本・中国・韓国の3カ国の間での水関係会合協力文書による合意を踏まえた共同研究の実施にあたり、国際社会においてその研究成果が広く活用されることを念頭に、国際共同研究の支援を行うことを目的とする。具体的には、諸外国の河川・水資源に関する計画や投資、その効果に関するデータの収集・分析等、中国、韓国、米国との二国間会議等を通じた意見交換の支援を行うものである。 本業務の実施にあたっては、共同研究を国際社会において活用されるようなものとするため、国際社会の潮流を把握し、我が国のみならず、関係各国の自然条件・社会条件を把握した上で、関係者間の調整を行う能力が必要であることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は本業務において必要な視点、考慮すべき主要事項等を的確に捉えており、実現性の観点から最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 | 22,984,500 | 22,785,000 | 99.1% | 2 | 特財 | 国所管 | 3 | |
| 屋上緑化・壁面緑化の施工実績及び壁面緑化の実態把握業務 | 支出負担行為担当官 都市局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.13 | (財)都市緑化機構 理事長 興水 肇 東京都千代田区外神田2-15-2 | 本業務は、ヒートアイランド現象の緩和や良好な都市景観形成に資するとして注目されている屋上緑化や壁面緑化に関して、施工実績等の傾向を把握するとともに、壁面緑化の経年変化等の実態把握等を行うことを目的とする。 このことから、本業務の発注については、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し優れた提案を選定する企画競争を経ることが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。 請負先選定に当たっては、平成24年7月23日から平成24年8月3日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施し、期限までに2者から提出された企画提案書を審査した結果、財団法人都市緑化機構の企画案は評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者である確認ができ、他者と比べて優れていると企画競争実施委員会にて特定されたものである。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、財団法人都市緑化機構と随意契約を締結するものである。 根 拠 条 文：会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 | 7,980,000 | 7,906,500 | 99.1% | 1 | 特財 | 国所管 | 2 | |
| 平成24年度新技術活用システム改良検討業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 藤井 健 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.20 | (財)先端建設技術センター 東京都文京区大塚2-15-6 | 本業務は、新技術活用システムの実施状況、利用者のニーズ、効率化にむけた問題点を把握し、質の高い技術情報を提供できる新たな新技術活用システムの構築について提案することを目的とする。あわせて既存の新技術情報提供システムの機能を見直し、新たな新技術活用システムに対応したデータベースを試行的に構築する。本業務を遂行するにあたっては、新技術活用システムの実態把握や運用面及び制度面における課題の抽出・改良方策の検討を効率的に行うために必要な知識と能力、及び技術力を有することが必要である。さらに、これらの作業に基づき新技術の更なる活用促進を目的とした、新たなシステムを試行的に構築するための企画・資料作成を行えることが必要である。 このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。 上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人先端建設技術センターの企画提案書が、具体的かつ実現可能な企画提案として、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地を踏まえ、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。 したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4の第3号の規定により、財団法人先端建設技術センターと随意契約を行うものである。 | 14,710,500 | 14,700,000 | 99.9% | 3 | 特財 | 国所管 | 1 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|----------|--|---|------------|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 平成24年度高度な技術を有する技能者の活用・育成推進に係る検討業務 | 支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長 中島 正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.23 | (特財)先端建設技術センター 東京都文京区大塚2-15-6 ニッセイ音羽ビル4F | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項(企画競争) | 7,990,500 | 7,980,000 | 99.9% | 1 | 特財 | 国所管 | 2 | |
| 平成24年度受入環境整備サポーター派遣事業「中国地方における受入環境整備サポーター派遣に関する調査」 | 支出負担行為担当官 中国運輸局長 小橋 雅明 中国運輸局 広島市中区上八丁堀6-30 | H24.8.23 | (公社)中国地方総合研究センター 広島市中区小町4-33 | 企画競争による契約先選定のため企画案の募集を行い、提案のあった企画書について選定委員会による審査により最適であると判断されたため、会計法第29条の3第4項の規定により上記のものと随意契約を行ったものである。 会計法第29条の3第4項 | 8,941,131 | 5,995,500 | 67.1% | - | 公社 | 国所管 | 2 | |
| 平成24年度 効果的・効率的な交通安全対策の推進に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.8.27 | (財)国土技術研究センター | 本業務は、通学路をはじめとする生活道路における効果的・効率的な交通安全対策の推進に関する検討、現在の社会資本整備重点計画のフォローアップ調査及び分析、社会資本整備重点計画の見直しに伴うデータ収集及び基礎資料を作成するものである。 本業務の実施にあたっては、生活道路における交通安全対策等に関する豊かな経験と高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点をおいて評価する必要があることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会及び、道路局企画競争有識者委員会を実施したところである。 提案書を提出したのは上記の者を含め2者あったが、ヒアリング(専門技術力の確認、取組姿勢、コミュニケーション力)、並びに業務の実施方針及び手法において優れており、総合的に評価の高かった上記の者が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。 以上のことから、当該業務の実施者として、上記の者を選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号) | 14,878,500 | 14,805,000 | 99.5% | 2 | 特財 | 国所管 | 2 | |
| 平成24年度 安全・快適な歩行空間の創出に関する検討業務 | 支出負担行為担当官 道路局長 菊川 滋 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.9.4 | (財)国土技術研究センター | 本業務は、特定道路の整備状況等の歩行空間のバリアフリー化の現状を把握するとともに、地方公共団体の取組促進に関する検討等を行うことで、安全・快適な歩行空間創出の推進に寄与することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、歩行空間のユニバーサルデザインに係る高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点をおいて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会及び道路局企画競争有識者委員会を実施した。 提案書を提出したのは上記の者を含め4者あったが、技術者の業務実績、経験及び能力(ヒヤリング)、業務実施方針及び手法等、特定テーマに対する技術提案が優れており、総合的に評価の高かった上記の者が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。 以上のことから、当該業務の実施者として、上記の者を選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号) | 14,752,500 | 14,752,500 | 100.0% | 2 | 特財 | 国所管 | 4 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|--|----------|--------------------------------------|--|------------|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 観光中核人材育成事業(人材育成手法の策定等) | 支出負担行為担当官 観光庁次長 又野 已知 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.9.7 | (公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1 | 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、観光地域づくりを自立的かつ継続的に行っていくにあたり、その中核となる人材の育成が重要であることに鑑み、そのような人材を育成するため、「観光地域づくり人材育成ガイドライン」や人材育成手法(カリキュラム・人材育成教材)を総合的に整理した上、地域における実用性向上を図るための活用手引きを作成し、地域に展開して試行することなどにより、地域の自立的な人材育成の仕組みづくりに向けたとりまとめ等を行うものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 | 26,994,994 | 26,994,994 | 100.0% | - | 公財 | 国所管 | 2 | |
| 地域観光イノベーションに係る調査事業 | 支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.9.7 | (公財)日本交通公社 東京都千代田区大手町2-6-1 | 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 旅行者のニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、新たなモデルの構築に繋がる観光地域づくりの先進的取組に対して調査・支援を行い、普及・促進を図っていく必要がある。 このため、これまでの先進取組事例の収集や実証実験等を行うことを通じて、観光地域づくりに寄与するものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 | 22,977,427 | 22,977,427 | 100.0% | - | 公財 | 国所管 | 2 | |
| 建物評価をはじめとした多様なニーズに対応した不動産鑑定評価基準等のあり方検討業務 | 支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.9.12 | (公社)日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15 | 企画競争 会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 本業務は、建物評価をはじめとする近年の不動産鑑定評価に係る民間の多様なニーズや国際化への対応を更に進める観点から、現行の不動産鑑定評価基準等について見直すべき課題を抽出し、実務家の知見をとりまとめ、解決策の整理を行うものである。 本業務の実施にあたり、企画競争の実施について(平成18年11月16日付国官会第936号)に基づき企画提案書の応募を行ったところ、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会から企画提案書が提出された。 企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会の審議の結果、実施方針、特定テーマに係る提案、業務の実施態勢の充実度、担当予定職員の適性、企画提案書のとりまとめ等が的確であると認められたことから、(公社)日本不動産鑑定士協会連合会を委託するにあたっての最適格者と判断し特定したものである。 | 4,872,200 | 4,792,200 | 98.4% | 1 | 公社 | 国所管 | 1 | |
| 平成24年度 車両の総合的な安全性向上に係る基準のあり方に関する調査研究 | 支出負担行為担当官 大臣官房会計課長 藤井 健 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.9.21 | (公財)鉄道総合技術研究所 | 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道の技術基準においては、列車の安全な走行を確保するため、過去の事故等を踏まえ施設や車両との関係について種々規定が設けられているところである。 近年、車両性能の向上のため車体の軽量化等が進んできている中、平成18、19年に列車が満車でしかも高い速度で曲線を通じた時に、車両側面とホーム側面が接触する事故が発生したことから、走行安全性に関わる車両と地上設備の関係について再検証する必要性が生じてきている。 このため、鉄道車両特有の走行挙動等を調査・整理し、各種条件を加味したシミュレーション解析手法を確立するための調査を行う。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識及び経験を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 18,951,227 | 18,900,000 | 99.7% | 1 | 公財 | 国所管 | 1 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の 役員の数 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|-------------------------------|---|----------|----------------------------------|---|------------|------------|--------|--------------|-------------|----------------------|-------------|----|
| | | | | | | | | | 公益法人 の区分 | 国所管、 都道府県 所管の区 | 応札・応募 者数 | |
| 平成24年度 道路関連施策に対するニーズ等調査手法検討業務 | 支出負担行為担当官 道路局長 前川 秀和 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.9.24 | (財)国土技術研究センター | 本業務は、道路利用者等のニーズ等を適切に把握し、その結果を効果的に道路関連施策に反映させるため、ニーズ等の調査手法について検討し、調査を実施するものである。 本業務の実施にあたっては、調査を実施するに当たっての留意点(サンプル抽出、設問や選択肢の設定 等)の検討など、豊かな経験と高度な知識が求められることから、本業務を実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 その結果、上記業者は、企画提案内容の実現性及び業務理解度、業務実施手順等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。 | 14,826,000 | 14,805,000 | 99.9% | 2 | 特財 | 国所管 | 4 | |
| 通訳案内士養成セミナー事業 | 支出負担行為担当官 観光庁次長 志村 格 東京都千代田区霞が関2-1-3 | H24.9.24 | (社)日本添乗サービス協会 東京都港区芝公園2-11-17 | 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、平成19年度をピークに通訳案内士試験の受験者数が年々減少しているため、観光立国の実現に向けた受入環境整備の一環として、通訳案内士をはじめとしたガイドサービスに携わる者を養成することを目的としている。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。 | 7,969,500 | 7,969,500 | 100.0% | - | 特社 | 国所管 | 2 | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。